

(料金改定等のお知らせ)

「特別養護老人ホームあすなら苑」料金表

令和元年10月1日改定分

対象事業所 大和郡山市：あすなら苑

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は

10.27円です

【基本サービス】

①介護福祉施設サービス費 … (1)従来型個室・(Ⅱ)多床室

要介護度	1日につき					1ヶ月(31日分)		
	単位数	基本利用料金	自己負担額			自己負担額		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	559単位	5,740円	574円	1,148円	1,722円	17,797円	35,594円	53,391円
要介護2	627単位	6,439円	644円	1,288円	1,932円	19,962円	39,924円	59,886円
要介護3	697単位	7,158円	716円	1,432円	2,148円	22,191円	44,381円	66,572円
要介護4	765単位	7,856円	786円	1,572円	2,357円	24,356円	48,711円	73,066円
要介護5	832単位	8,544円	855円	1,709円	2,564円	26,489円	52,977円	79,466円

※消費税増税に伴う、増加単位数(一日あたり)…要介護1~4:2単位、要介護5:3単位

【加算サービス】

サービスの内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割	2割	3割
初期加算/1日につき(入所日から30日以内)	30単位	308円	31円	62円	93円
外泊時費用/1日につき(月6日限度)	246単位	2,526円	253円	506円	758円
栄養マネジメント加算/1日につき	14単位	143円	15円	29円	43円
療養食加算/1回につき(1日3回限度)	6単位	61円	7円	13円	19円
看取り介護加算Ⅰ/1日につき	144単位	1,478円	148円	296円	444円
看取り介護加算Ⅱ/1日につき	680単位	6,983円	699円	1,397円	2,095円
看取り介護加算Ⅲ/1日につき	1,280単位	13,145円	1,315円	2,629円	3,944円
日常生活継続支援加算1/1日につき	36単位	369円	37円	74円	111円
日常生活継続支援加算2/1日につき	46単位	472円	48円	95円	142円
若年性認知症入所者受入加算/1日につき	120単位	1,232円	124円	247円	370円
認知症行動・心理症状緊急対応加算/日(7日限度)	200単位	2,054円	206円	411円	617円
認知症専門ケア加算Ⅰ/1日につき	3単位	30円	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算Ⅱ/1日につき	4単位	41円	5円	9円	13円
個別機能訓練加算/1日につき	12単位	123円	13円	25円	37円
経口移行加算/1日につき	28単位	287円	29円	58円	87円
看護体制加算Ⅱ(○)/1日につき	8単位	82円	9円	17円	25円
夜勤職員配置加算Ⅱ(○)/1日につき	18単位	184円	19円	37円	56円
退所前訪問相談援助加算/1回につき(入所中)	460単位	4,724円	473円	945円	1,418円
退所後訪問相談援助加算/1回限り(退所後)	460単位	4,724円	473円	945円	1,418円
退所時相談援助加算/1回限り	400単位	4,108円	411円	822円	1,233円
退所前連携加算/1回限り	500単位	5,135円	514円	1,027円	1,541円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)/1日につき	18単位	184円	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)/1日につき	12単位	123円	13円	25円	37円
サービス提供体制強化加算Ⅱ/1日につき	6単位	61円	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算Ⅲ/1日につき	6単位	61円	7円	13円	19円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の8.3%を加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 新規	所定単位数の2.7%を加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 新規	所定単位数の2.3%を加算

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に11.0%（8.3%+2.7%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に10.6%（8.3%+2.3%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

令和元年 月 日 事業所名（ ） 説明者（ ）

サービス利用者の氏名（ ）

消費税増税に伴う基本サービス料金の改定及び新規の「介護職員特定処遇改善加算」についての説明を受けました。

説明を受けた方（ ）（ 本人・家族・代理人 ） ㊞